

記者発表資料

機 関：財団法人滋賀県文化財保護協会
所 属 名：企画調査課
T E L : 077-548-9780
F A X : 077-543-1525
E - m a i l : mail@shiga-bunkazai.jp

件名

木簡出土 - 六反田遺跡の発掘調査成果から -

財団法人滋賀県文化財保護協会では、滋賀県農政水産部および滋賀県教育委員会からの依頼により県営中山間地域総合整備事業 - 鳥居本西部地区に伴う六反田遺跡の発掘調査を平成19年8月から実施しています。当遺跡の調査成果につきましては、昨年12月に発表のとおり白鳳時代と平安時代を中心とした集落が発見されました。今回は、新たに出土しました平安時代の木簡などから、物流に関係した遺跡の様相が明らかになってきましたので発表をいたします。

また、一般の方々を対象とした説明会は、下記のとおり第90回滋賀県埋蔵文化財センター研究会「平成19年度滋賀県発掘調査成果報告会」の中で行いますので併せてお知らせします。

記

- (1)遺跡名：六反田（ろくたんだ）遺跡
- (2)所在地：彦根市宮田町地先
- (3)調査期間：平成19年(2007年)8月～平成20年(2007年)3月
- (4)調査面積：5,587m²
- (5)調査機関：財団法人滋賀県文化財保護協会

発掘調査担当：企画調査課
主任技師 堀 真人
連絡先：大津市瀬田南大萱町1732-2
TEL : 077-548-9780
FAX : 077-543-1525

第90回滋賀県埋蔵文化財センター研究会-平成19年度滋賀県発掘調査成果報告会

(1)開催日時：平成20年(2008年)3月8日(土)

午前9時30分から午後4時30分

(2)開催場所：ピアザ淡海県民交流センター

大津市におの浜1丁目1-20号

TEL 077-527-3315

(3) 最寄りの交通機関：京阪電車石場駅下車徒歩5分 JR 膳所駅下車徒歩15分

【発表内容】

キーワード

付札木簡

文書木簡

公的な施設

物流拠点

1. 六反田遺跡の概要

今回の発掘調査は、中山間地域総合整備事業（鳥居本西部地区）にともなって実施しています。六反田遺跡は、平成13年度滋賀県遺跡地図では古墳時代から平安時代までの遺物の散布地として周知されていました。遺跡の詳細な内容については明らかになっていませんでした。昨年6月から7月に事業対象地内において試掘調査を行ったところ、縄文時代の落ち込み（川跡？）や奈良時代の川跡、ピット等が確認されました。そのことから、対象地域内に縄文時代・奈良時代を中心とした時期の集落が存在していたことが明らかになりました。

調査地は、入江内湖に流入していた旧矢倉川が形成した扇状地の扇端部から氾濫平野に位置付けられます。現在、入江内湖は干拓されて姿を留めていませんが、地割などからJR東海道本線より南側まで入り込んでいたことが窺われます。このことから、当遺跡は旧矢倉川、入江内湖を通じて琵琶湖と繋がっていたといえます。

今回、河川跡が2ヶ所検出されていますが、ともに旧矢倉川を通じて、湖上交通へ繋がっている可能性が高く、「河津」と呼ぶべき施設と考えられます。陸路の東山道との結節点に設けられた、人や物流のターミナル的性格をもった遺跡の可能性がより高まりました。

2. 出土した木簡について

1号木簡【長(275)/幅(24)/厚3】文書木簡

川跡2の拡張部肩口から出土しています。表裏の両面に墨痕が確認でき、上部は削り、下部は切断しています。左右は割れて欠損しています。赤外線画像で、解読できた文字から文書木簡であることがわかりました。

2号木簡【168/35/9】習書木簡 7世紀代?

川跡2の本流部から出土しています。表面のみに文字が確認でき、四周は削って整形をしています。同じ短文を4度書いていることがわかります。文字の練習に使っていたものと考えら、解読できた文字から人名を書いていたと思われます。

3号木簡【175/15/5】荷札木簡

川跡2の拡幅部肩口から出土しています。表裏に文字が確認でき、上部は折られ、下部は尖らせた形状をしています。表面に「税代黒米五斗」と読み、裏面に「廿五日」と記されています。このことから、黒米（くろごめ：精白していない玄米）に付けられた付札であることがわかりました。

4号木簡【(211)/(23)/3】

川跡2の拡幅部肩口から出土しています。表面のみに墨痕が認められます。上部を切断され、下部は折れています。側面も右側は削って整形を行い、左側は割れているようです。赤外線画像で文字が書かれていることは判明しましたが、内容は解読できませんでした。

今回出土した木簡は、文書木簡(1号木簡)・習書木簡(2号木簡)・荷札木簡(3号木簡)

に類別することができます。すべて川跡 2 から出土していますが、文字の形態から 2 号木簡は、7 世紀代にさかのぼる可能性があります。これは、出土状況が他の 3 点の木簡とは異なり、川の本流部分から出土していることからもその可能性が指摘できます。

木簡が、使用後や最終消費地で破棄されるものであることを前提に考えれば、3 号木簡からは、税代(ぜいしろ)の黒米(玄米)五斗を、当遺跡が目的で搬入したことがわかります。『延喜式』によれば黒米を都に輸貢していたのは、近江・美濃・越前・丹波・播磨・備前で、近江は、他国がおおむね 20~50 石であるのに対し、550 石との記載があります。そして、これらの米は役人の食料等として支出していました。そのことを考えると、この木簡が付けられた黒米は、当遺跡(施設)で食料として消費するもしくは労働の対価としてのお米であった可能性が高いと考えられます。当然、この荷物の手配には公的な権力の関わりが想定されます。「黒米」を記載した木簡は、平城京や長岡京からも出土しています。

また、文書木簡である 1 号木簡は、文頭の文字が「牒」である可能性があります。もし そうであるならば、律令制における公文書の様式に則った文書といえます。県内においても明らかな文書木簡の出土している遺跡は、宮町遺跡(甲賀市)や西河原遺跡群(野洲市)官衙関連遺跡と性格付けされている遺跡に限定され、一般的な集落で出土することはありません。これもまた公的な施設であることを裏付ける資料といえます。

3. 出土遺構(川跡 2)について

川跡 2 は、調査区 6 の南東隅で検出された自然河川跡と考えられます。包含している遺物は、縄文時代から平安時代の土器・石器類があり、縄文時代から平安時代まで川として機能していたことがわかっています。また、川の周辺の低地部に薄い包含層が広がっていることから、たびたび氾濫していたこともわかりました。

川幅が 6~8m、深さが現況で 1~1.4m の規模を持つことが確認できました。その中で、幅の広い部分(8m 部分)の肩口(岸部)は、他の地点と比較して勾配が急(垂直に近い)であり、掘削されていることや断面観察による堆積状況から、本来の川を拡張していると考えられます。出土している遺物は、8 世紀末から 9 世紀代の遺物が中心で須恵器の壺蓋・身、土師器の壺・高壺、木製の盤の蓋身、曲げ物などがあげられます。特殊な遺物として、木沓や三彩(小型壺蓋)人形、土馬などが出土しています。これらは、北西側に広がる居住域から投棄されたものと思われます。

4. 遺跡の性格について

古代には出土している遺物から 3 段階の時期が想定されます。最も古い段階は白鳳時代(7 世紀後半)で、川跡 1 が主な遺構として認識されます。次段階は、平安時代前期(8 世紀末から 9 世紀代)で、川跡 2 がその時期に想定されます。最終段階は、平安時代後期(10 世紀末から 11 世紀代)で、大型建物(建物 1)を中心とした南北方向を指向する建物群がこれにあたります。

川跡 1 は、入り江状に湾入した川の支流と想定されます。東側の岸の湾入した部分には、木杭を打ち込み、柴を横に渡し、前面に人頭大の石材を抑えに置き、背面に粘土を充填しています。これは岸部を直線的に改良するための護岸施設と考えられます。また、同様に、

『大宝律令』・『延喜式』によれば 10 升 = 1 斗、5 斗 = 1 倔、10 斗 = 1 石であった。

川跡2においても、川を部分的に拡幅していることが確認されています。これらは、時期を異にしていますが、ともに人工的に河川を改変し、舟着き場として整備したものと考えられます。

検出されている建物群は、時期が明らかである正方位を向く建物を除くと、明確な時期は分かっていません。調査地、特に南東側が後世の削平が著しいことがわかっています。この地区では、建物として認識することが困難なピットやピット列が検出されていることからも、本来は、それぞれの河川跡から出土した遺物量・内容に相応の建物群が想定されます。ただし、それらを含めても、官衙的な整然とした建物の配置を行っていたとは想定し難い状況が窺われます。

一方で、木簡に代表されるように、律令制下における公的な権力の関与を示す遺物が出土していることと考え合わせれば、役所的な性格よりもむしろ物流を管理する機能性を重視しているということがいえるかもしれません。陶硯（専用硯）が白鳳期の1点のみで、多数の転用硯が出ている状況は、実用性を重視した当遺跡のあり方を端的に示しているともいえます。

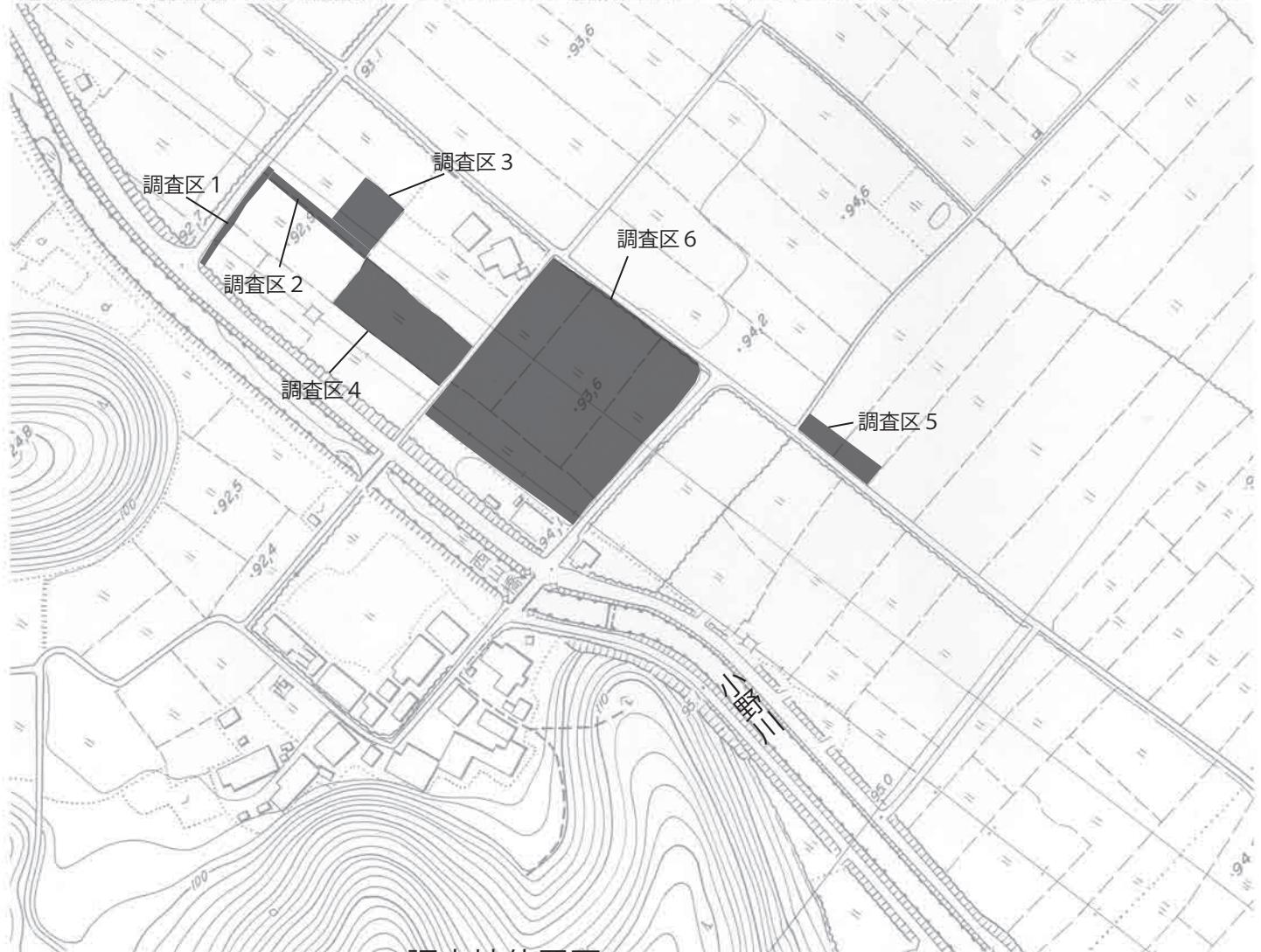
また、川跡2からは複数の墨書き土器が出土しており、その内容も「郷長」「長」「奥家」「大家」「寺」「南前井」等施設の性格や施設そのものを想起させるものがみられます。これは、「山家」と書かれた墨書き土器が出土している松原内湖遺跡も含めて、今後検討していくべき課題といえます。

5.まとめにかえて -発掘調査の成果から-

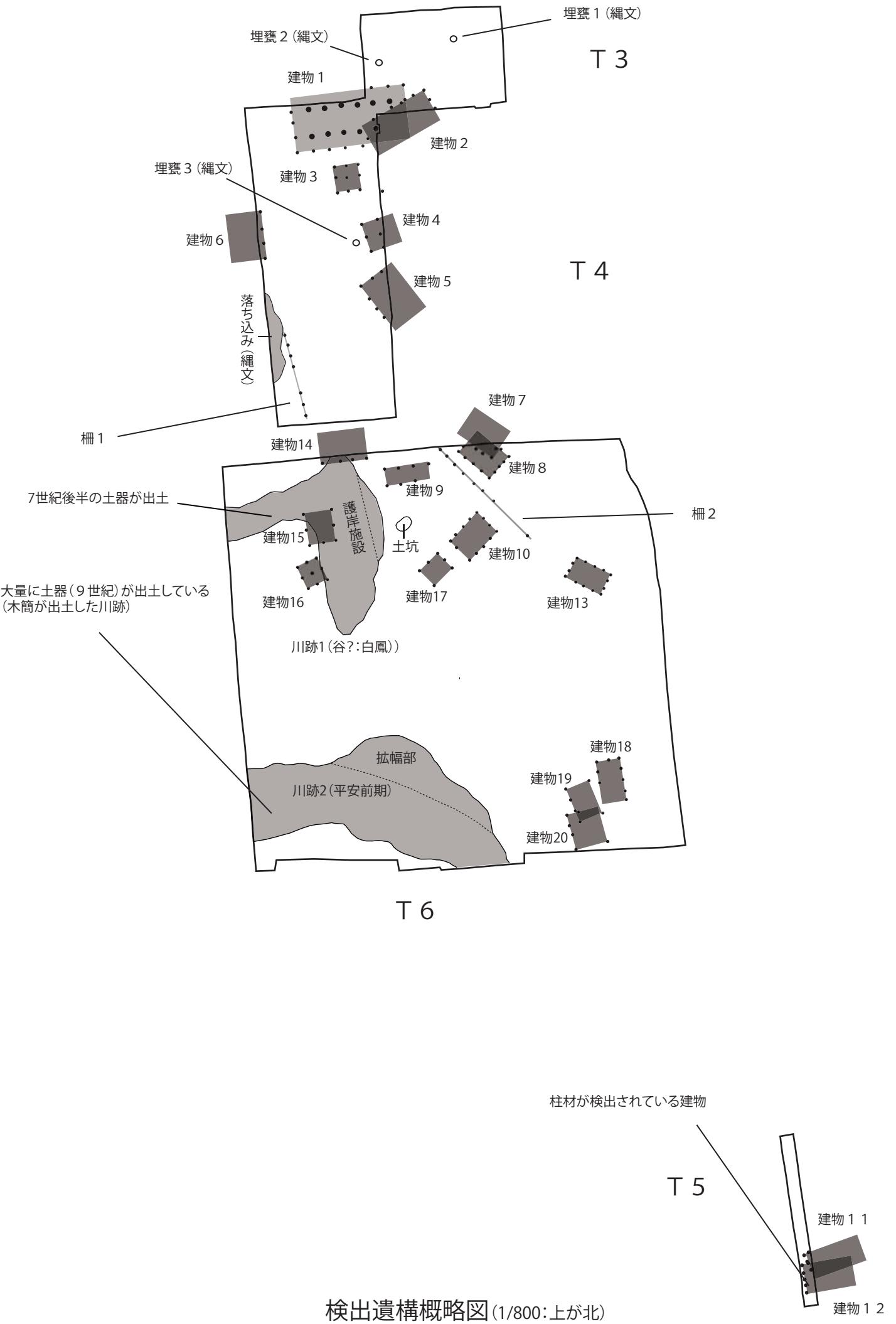
六反田遺跡が所在する彦根市の宮田町周辺は、JR東海道新幹線・東海道本線・名神高速道路・国道8号が狭い地域を通過しています。今も昔も、道が交わるところに人も物も集まることには変わりがありません。当遺跡は、古代の人と物の移動ルートとして存在した「陸路 - 東山道と湖上路 - 琵琶湖」の交差点に位置していました。東山道が近隣を通過し、琵琶湖とは旧矢倉川を運河的に使い、入江内湖（筑摩江）を介して繋ぐことができるという好条件に恵まれていました。また、佐和山・弁天山の東側にあたり、冬に琵琶湖を渡る強風を避けることができる地点と地形的にも恵まれているといえます。

文献などから湖上水運の東の拠点としては、朝妻湊の名が知られています。その一方、『源平盛衰記』には「~平方、朝妻、筑摩ノ浦々を過ぎぬれば~」と木曾義仲の進軍の様子が描かれていますが、この記述から入江内湖周辺には、朝妻以外にも複数の小湊（浦）が存在していたことが想像できます。それは、琵琶湖には文献に登場する大湊（朝妻等）以外にも内湖周辺には複数の小湊が存在し、それらを利用して物流ルートにアクセスしていた可能性があることを内包しているといえます。それを、当遺跡は証明していると考えられ、この文献に登場しない遺跡のあり方が、琵琶湖を中心とした近江地域の特徴を端的に示すものと評価できます。陸上運搬に比べてはるかに経済性の高い河川交通の利用は早くから多くの物資や人々の輸送に利用され、特に内湖から本湖へ、そして大津へ、またその逆の輸送は近世まで目覚ましい発展を遂げたといえます。

なお、今後整理調査を通して遺物の内容が判明し、検討することにより、具体的・詳細に遺跡・地域の姿を描くことが可能になり、琵琶湖を中心に湖上交通が展開していた様子が具体化してくると思われます。



調査地位置図(上:1/25,000 下:1/2,500)



琵琶湖

琵

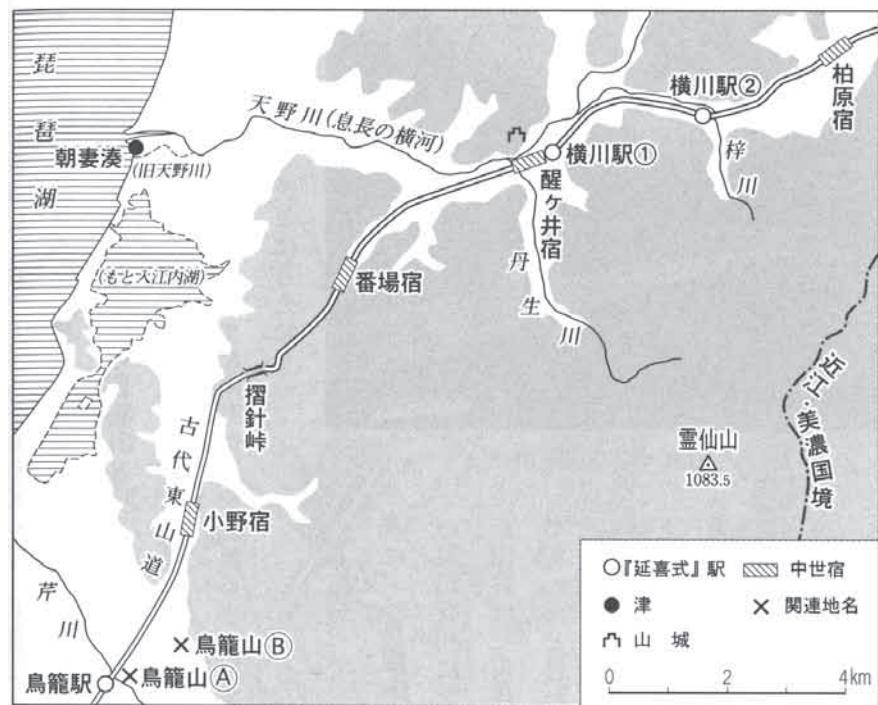
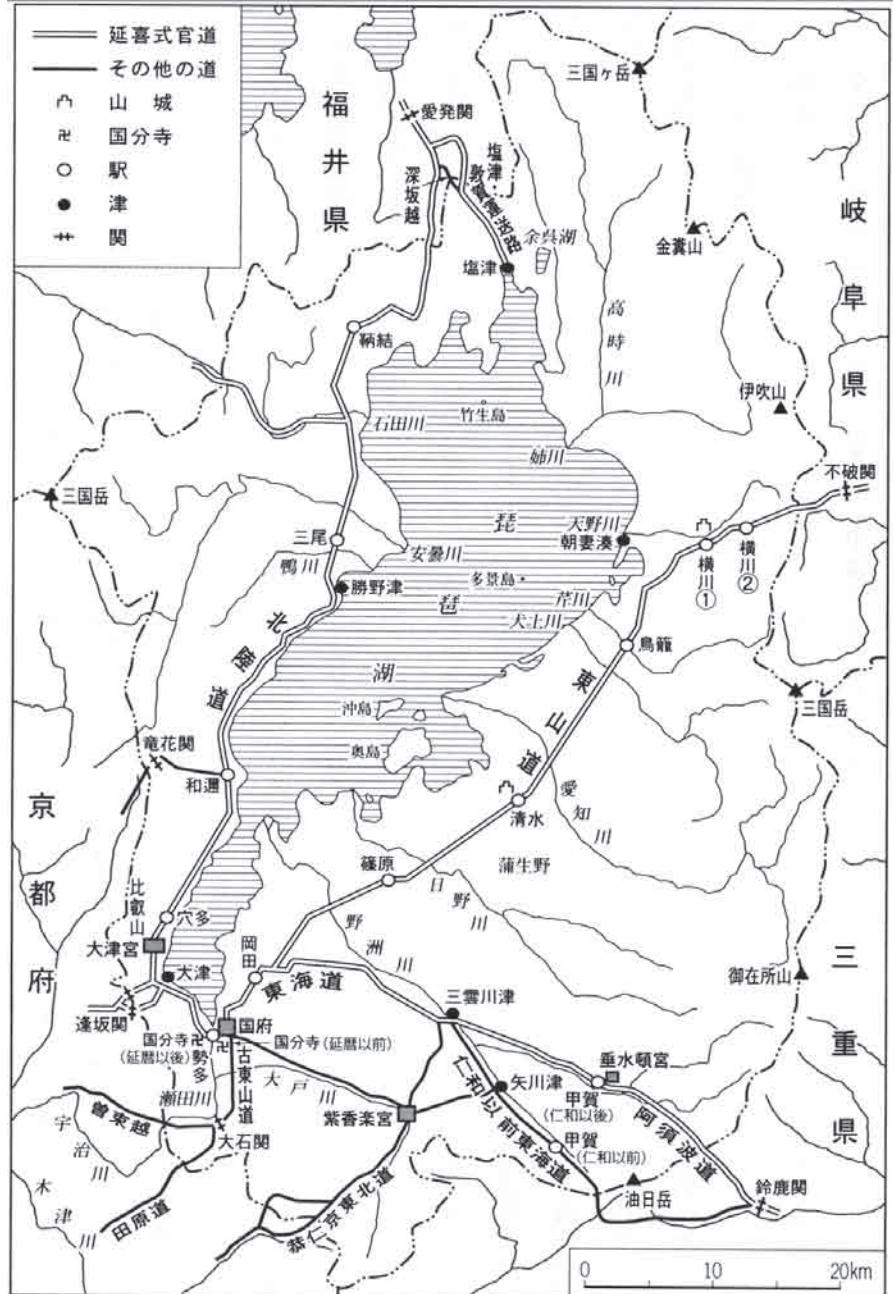
琶

湖

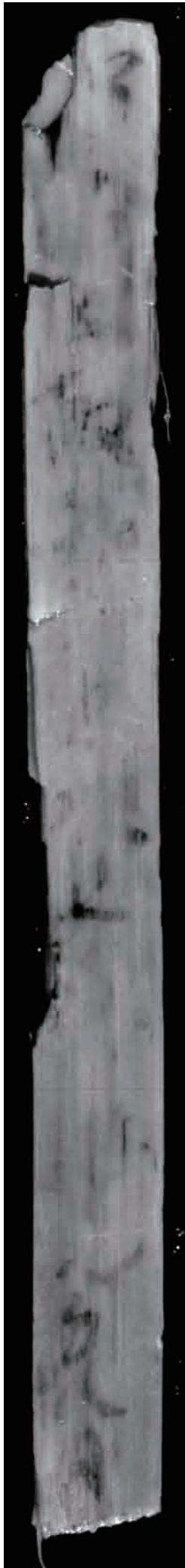


調査地周辺復元図(明治28年・1/35,000)

參考資料



古代交通路（上）と周辺の駅と宿（下）（『新修彦根市史』2007より転載）



裏



表

〔牒〕
所
〔取今奉〕

木
力

□

□

万呂

□

人

□

人

□

万呂

□

木
力

木
力

□

□

万呂

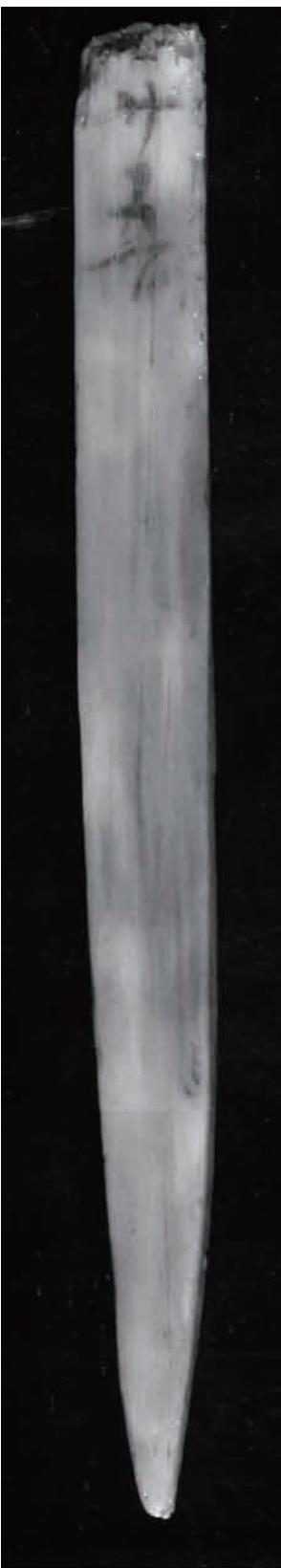
□

表

2号木簡

表

3号木簡



裏



T6 川跡1 護岸施設(白鳳時代)



T6 川跡2 (平安時代前期:西より)



T6 川跡2 (平安時代前期: 東より)



3号木簡出土状況



1号木簡(表)



2号木簡(表)

3号木簡(裏)



3号木簡(表)

